

# 美祢市 DX 推進本部設置要綱

令和 3 年 5 月 1 日

訓令第 16 号

## (設置)

第 1 条 美祢市の行政サービスについて、デジタル技術を活用して、市民の利便性を向上させるとともに、業務効率化を図り、人的資源を更なる行政サービスの向上に繋げていくため、美祢市 DX 推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

## (定義)

第 2 条 この訓令において「DX」とは、デジタルトランスフォーメーションの略称であり、進化したデジタル技術を浸透させることによって、人々の生活をより良いものへと変革することをいう。

## (所掌事項)

第 3 条 推進本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 美祢市 DX 推進計画の策定に関すること。
- (2) DX に関する施策の総合的な企画及び推進に関すること。
- (3) DX に関する施策の連絡調整に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、DX に関し本部長が必要と認めること。

## (組織)

第 4 条 推進本部は、本部長、副本部長、委員及び DX 推進アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）をもって組織する。

- 2 本部長は市長を、副本部長は副市長、教育長及び病院事業管理者をもって充てる。
- 3 委員は、各部局の長、地方創生監、会計管理者、教育次長、教育委員会事務局長、消防長、議会事務局長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長及び市長が指名する者をもって充てる。
- 4 アドバイザーは、DX の推進に必要となる高度な専門的知見を有する有識者で、本部長が指名する者をもって充てる。

## (最高情報責任者等)

第 5 条 本部長は、最高情報責任者（以下「CIO」という。）として本部を統括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理し、その代理順序は、前条第 2 項に規定する順序とする。
- 3 アドバイザーは、最高情報責任者補佐官（CIO 補佐官）として、CIO のマネジメントを専門的知見から補佐する。
- 4 委員は、第 3 条各号に掲げる事項について調査及び研究を行う。

## (会議)

第6条 推進本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 推進本部の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 議長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を求めることができる。

(DX推進員)

第7条 各課におけるDX施策を推進するため、DX推進員を置く。

2 DX推進員は、所属長が指名する。

(ワーキンググループ)

第8条 本部長は、必要があるときは、第3条各号に掲げる事項について調査及び研究を行うためのワーキンググループを設置することができ、構成員は本部長が適当と認めた者を充てることができる。

(庶務)

第9条 推進本部の庶務は、デジタル推進部デジタル推進課において処理する。

(その他)

第10条 この訓令に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和3年5月1日から施行する。